

I T 商品導入促進事業に係る専門家派遣実施要領

(趣旨)

第1 みやぎ認定 I T 商品 (以下「認定商品」という。) 開発企業に対して専門家を派遣し、認定商品の売上拡大に資する活動を支援することで、認定商品のより一層の販売促進を図るため、I T 商品導入促進事業実施要領 (以下「実施要領」という。) 第6 (専門家の派遣) の規定に基づき、認定商品の売上拡大に資する活動に関する専門家の派遣 (以下「専門家派遣」という。) の取扱いを定めるもの。

(対象商品)

第2 専門家派遣の対象となる商品は、本要領の施行後に実施要領第5第1項の規定に基づき認定を受けた認定商品とする。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 実施要領第5第4項に規定する認定期間を経過している場合
- (2) 前年度までに本専門家派遣を実施している場合
- (3) その他知事が不適切と認める場合

(専門家の選定及び登録)

第3 知事は、I T 商品の販路拡大について必要な知識と経験を有し、事業遂行上、適当と認められる者を県の専門家として登録するものとする。

- 2 登録を行うに当たっては、当該専門家に対して様式第1号により県の専門家への登録を依頼し、様式第2号により承諾を得る。
- 3 専門家の登録期間は1年以内とし、再任は妨げないものとする。
- 4 知事は、第1項及び第2項の規定により県の専門家として登録した者 (以下「登録専門家」という。) の中から、派遣を受けようとする企業等の希望及び登録専門家の意向等を考慮し、専門家を当該企業等へ派遣するものとする。
- 5 登録専門家については、名簿を作成し、宮城県のホームページに掲載する等、専門家を選択する際の利便を図る措置を講じるものとする。

(専門家の活動等)

第4 登録専門家は、県の依頼に基づき、認定商品の売上拡大に資する活動に関する支援を行うものとする。

(専門家登録の取消し)

第5 知事は、登録専門家が事業遂行上知り得た秘密を他に漏らした場合、その他この事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合及び心身の障害のため第6

に規定する登録専門家の活動業務に堪えられないと認められる場合は、その登録を取り消すものとする。

(派遣)

第6 専門家派遣を希望する第2に規定する認定商品を開発した企業等（以下「申請者」という。）は、専門家派遣年間計画書（様式第3号。以下「計画書」という。）を知事に提出するものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 知事は、提出された計画書の内容について、計画書に記載されている登録専門家（以下「当該専門家」という）に確認の上、当該専門家の派遣による効果が見込まれると判断した場合は、派遣計画を承認し、様式第4号により申請者あてに通知する。

3 申請者は、派遣日時が具体化したときは、その都度、専門家派遣申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）を、派遣を受けようとする日のおおむね1か月前までに知事に提出する。

4 申請者は、計画書及び申請書の作成に当たっては、当該専門家の助言及び指導を受けて作成するものとする。

5 知事は、第3項の規定により申請書の提出を受けた際には、その内容を確認し不備がないと認められる場合には、当該専門家の派遣を決定し、様式第6号により申請者あてに、様式第7号により当該専門家あてに通知するものとする。

ただし、1申請者に対する専門家の派遣回数及び指導時間は次のとおりとする。

(1) 派遣回数 原則として、1年度あたり10回まで

(2) 指導時間 原則として、1年度あたり30時間まで

6 申請者は、計画書の内容を変更しようとするときは、当該専門家の指導を受け専門家派遣変更計画書（様式第8号）作成し、知事に提出する。

知事は、第2項と同様の手順で専門家派遣変更計画書の処理を行うものとする。

(経費)

第7 専門家派遣に要する謝金及び旅費については、県が負担する。

2 知事は、専門家の謝金については、1時間の支援につき、10,000円を支給する。

3 知事は、専門家の旅費については、県の職員等の旅費に関する条例（昭和32年10月10日条例第30号）を準用し支給するものとする。

(事業実施状況報告等)

第8 専門家の派遣を受けた申請者は、その都度、派遣終了後10日以内に専門家派遣実施状況報告書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

2 申請者は、計画書に基づく専門家支援の全支援を終了した日から20日以内に専門家派遣実績報告書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

(成果の発表)

第9 専門家派遣終了後、本県の情報産業の推進のため県が専門家派遣の成果等について発表会開催などにより事業成果を公表する際には、専門家の派遣を受けた申請者は可能な範囲で協力するものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。